

お知らせ

**新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金の
特例措置の更なる拡大について**

厚生労働省では、今般の新型コロナウイルス感染症により影響を受ける事業主を支援するため、「雇用調整助成金」の特例措置の更なる拡大を今後行う予定です。

その概要は、裏面のとおり、緊急対応期間を本年4月1日から6月30日までとして生産指標要件の緩和や助成率の拡大などを行うものですが、詳細は改めて公表されることになっています。

令和2年3月30日

山口労働局 職業対策課

 083-995-0383

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

裏面

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度

新型コロナウイルス感染症特例措置		(参考) リーマンショック時
特例以外の場合の雇用調整助成金	現行 (一般的な場合)	緊急対応期間 (4月1日から6月30日まで) 感染拡大防止のため、この期間中は 全国 で以下の特例措置を実施
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
生産指標要件 (3か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月10%以上低下)	生産指標要件緩和 (1か月5%以上低下)
被保険者が対象	据え置き	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める
助成率 2/3（中小） 1/2（大企業）	据え置き	4/5(中小)、2/3(大企業) <u>(解雇等を行わない場合は9/10(中小)、3/4(大企業))</u>
計画届は事前提出	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～ 6月30日まで)
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	同左
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左	同左 + 上記対象期間
		被保険者期間要件の撤廃 3年300日

1 上記の拡充にあわせて、**短時間一斉休業の要件緩和、残業相殺の停止、支給迅速化のため事務処理体制の強化、手続きの簡素化**も行うこととする

2 教育訓練が必要な被保険者について、教育訓練の内容に応じて、**加算額を引上げる**措置を別途講じる

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた助成制度のお知らせ

厚生労働省 山口労働局

製造業においては部品や原料の調達が困難となったり、幅広い産業において観光客等の減少があるほか、感染拡大防止のための各種イベントの中止や観客制限等の対応も行われており、企業経営への影響が懸念されています。

山口労働局では、雇用調整助成金などの支援を行っていますので、ご相談ください。

I 雇用調整助成金の特例措置を拡大します

▷ 趣 旨

雇用調整助成金とは、「景気の後退等の経済上の理由」により「事業活動の縮小」を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向（以下、「休業等」といいます。）を行って労働者の雇用を維持した場合に、休業手当、賃金等の一部を助成する制度です。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて同様な対応を余儀なくされた事業主（全業種）を対象に、休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの間に行われる休業等に対して支給要件を緩和してこの助成金を受給できるように拡大しました。

▷ 特例措置の概要

- 「事業活動の縮小」の生産量要件について、「最近3か月の事業活動を示す指標が前年同期比10%以上減」を「計画届提出の前月1か月で10%以上減」に緩和します。また、雇用量要件である「最近3か月の月平均の雇用量が前年同期と比べて一定規模以上増加していないこと」について、対前年比で増加していても助成対象とします。
- 雇用調整に関する労使協定と「休業等実施計画（変更）届」について、事後の提出を認めることによって、令和2年1月24日以降の休業等に係る計画届の提出を可能とします。（但し、5月31日までは届け出ていただくことが必要です。）
- 令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主も助成対象とします。… など

▷ 助 成 額

休業手当（労基法26条）等の額に助成率（中小企業2/3、大企業1/2）を乗じた額です。

お問い合わせ：山口労働局 職業対策課（☎083-995-0383）または最寄りのハローワークへ

II 時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）に特例を設けました

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークの新規導入や特別休暇の規定整備を行った中小企業事業主を対象に、機器の購入や就業規則等の作成・変更等の取組に対して助成を行います。

- ▷ 支 給 額 テレワークコースの特例コース：要した額の1/2（上限は企業あたり100万円）
職場意識改善の特例コース：要した額の3/4 ほか（上限は企業あたり50万円）
- ▷ 事業実施期間 令和2年2月17日から5月31日までです。

申請・お問い合わせ：

テレワークコースについては「テレワーク相談センター」 ☎ 0120-91-6479

（東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YWCA会館3階）

職場意識改善コースについては「山口労働局 雇用環境・均等室」 ☎ 083-995-0390

（山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館5階）へ

III 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金を創設しました

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対して助成します（1日8,330円を支給上限）。

- ▷ 対 象 の 休 暇 令和2年2月27日～3月31日の間に取得させた休暇
- ▷ 申 請 期 間 令和2年3月18日～6月30日までです。
- ▷ 申請書の提出先 「学校等休業助成金・支援金受付センター」にご提出ください。

お問い合わせ：「学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター」 ☎ 0120-60-3999

受付時間 朝9時～夜9時（土日・祝日含む）へ

厚生労働省ホームページでは、新型コロナウイルス感染症に関するQ&A（企業の方向け等）を掲載していますので、ご利用ください。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を追加実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主を対象とします。

【追加の特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

- ① 新規卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とします。
- ② 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主について、
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とし、
イ 過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等の支給限度日数までの受給を可能とします(支給限度日数から過去の受給日数を差し引きません)。

【既に講じている特例措置の内容】

- ③ 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が、令和2年5月31日まで可能です。
- ④ 生産指標の確認期間を3か月から1か月に短縮しています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と対前年同月比で確認します。)
- ⑤ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象としています。(※生産指標の確認は提出があった月の前月と令和元年12月と比べます。そのため12月実績は必要となります)
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象としています。

【雇用調整助成金の経済上の理由の例】

- ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小した場合
- ・行政からの営業自粛要請を受け、自主的に休業を行い、事業活動が縮小した場合
- ・市民活動が自粛されたことにより、客数が減った場合
- ・風評被害により観光客の予約キャンセルが相次ぎ、これに伴い客数が減った場合
- ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した場合

【その他の支給要件】

その他、雇用保険の適用事業所であること等の支給要件があります。詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

厚生労働省HP



LL020325企



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

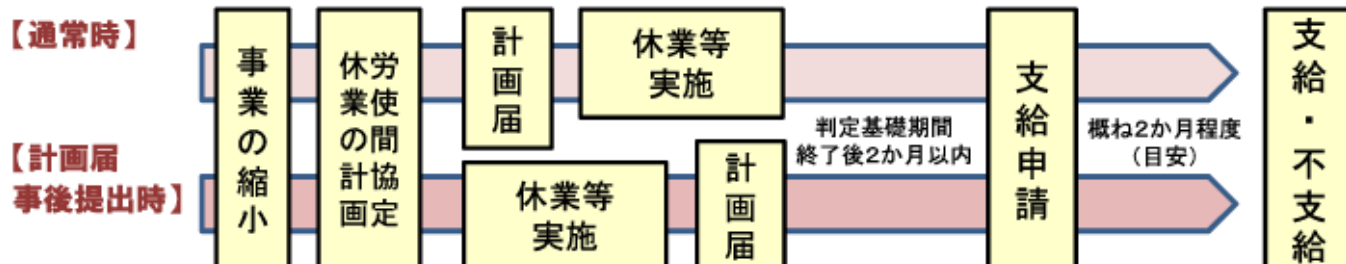
助成内容と受給できる金額	助成率(大企業)	助成率(中小企業)
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※ 対象労働者1人1日当たり 8,330円が上限です。(令和2年3月1日現在) ※ 助成額は、前年度の雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額等から算定される平均賃金額に休業手当支払率を掛け、1日当たりの助成額単価を求めます。	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算(額)	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日	

◆受給手続き◆

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間※ごとに計画届を提出することが必要です。(※計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。)
- 事後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめどに、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい(最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。)
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

◆支給までの流れ

1~3判定基礎期間
(1か月単位で1~3か月)



◆初回の計画届時に必要な書類(休業の場合)※教育訓練、出向の場合は労働局にご確認ください。

休業等実施計画届	休業予定日、規模等を記載。
事業活動の状況に関する申出書 (新型コロナウイルス感染症関係用)	事業縮小の状況を記載。
【添付】労使協定書	・ 労使協定書 ・ 労働者代表確認書類
【添付】事業所の状況に関する書類 (生産指標は届出前月の数値で確認します。)	・ 生産指標(売上高等)のわかる書類 ・ 所定労働日、時間や賃金制度等のわかる書類 等



◆労使協定で最低限定める事項(休業の場合)※計画届や申出書の様式は厚生労働省HPからダウンロードできます。

- ① 休業の実施予定時期・日数、② 休業の時間数、
- ③ 対象となる労働者の範囲及び人数、④ 休業手当額の算定基準

◆その他の主な支給要件◆

- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
 - 支給のための審査に協力すること。
 - ① 審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - ② 審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
 - ③ 管轄労働局等の実地調査を受け入れること 等
 - 労使間の協定により休業等をおこなうこと。
 - 休業手当の支払いが労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
 - 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/20(大企業の場合は1/15)以上となるものであること。
- 詳細については、最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。
- 支給の円滑化のため、書類等の整備や休業手当額の算定基準の整理にご協力ください。

「時間外労働等改善助成金」のご案内

**新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入や
特別休暇の規定整備に取り組む中小企業事業主を支援します！**

「時間外労働等改善助成金」（※令和2年4月1日以降は「働き方改革推進支援助成金」に名称変更予定）に新型コロナウイルス感染症対策を目的とした取組を行う事業主を支援する特例コースを時限的に設けます。

	新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース	職場意識改善特例コース
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策として テレワークを新規（※）で導入する 中小企業事業主 ※試行的に導入している事業主も対象となります	新型コロナウイルス感染症対策として 労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する 中小企業事業主
助成対象の取組	・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等	・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の導入・更新 等
主な要件	事業実施期間中に ・助成対象の取組を行うこと ・テレワークを実施した労働者が1人以上いること	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
助成の対象となる事業の実施期間	令和2年2月17日～5月31日 〔 計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より前のものも助成対象とします。 〕	
支給額	補助率：1／2 1企業当たりの上限額：100万円	補助率：3／4 ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4／5を助成 上限額：50万円

新型コロナウイルス感染症対策の
ためのテレワークコース

テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

電話：0120-91-6479

所在地：東京都千代田区神田駿河台1-8-11
東京YWCA会館3階

お問い合わせ先

職場意識改善特例コース

山口労働局 雇用環境・均等室

電話：083-995-0390

所在地：山口市巾着町6-16
山口地方合同庁舎2号館5階



ご利用の流れ、対象事業主の要件 等については裏面をご確認ください。

助成金の詳細

（注）令和2年度の助成は、令和2年度予算が成立した場合の予定の内容であり、
予算が成立しない場合は時期・内容等に変更があり得ます。

新型コロナウイルス感染症対策のための テレワークコース の助成内容

支給要件

令和2年2月17日～5月31日にテレワークを新規で導入し、実際に実施した労働者が1人以上いること

支給対象となる取組

テレワークの導入に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

□	テレワーク用通信機器(※)の導入・運用 (例)・web会議用機器 ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア ・保守サポートの導入 ・クラウドサービスの導入 ・サテライトオフィス等の利用料 など ※ パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません	□	就業規則・労使協定等の作成・変更 (例) テレワーク勤務に関する規定の整備
		□	労務管理担当者に対する研修
		□	労働者に対する研修、周知・啓発
		□	外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 1/2 (100万円が上限)

職場意識改善特例コース の助成内容

支給要件

令和2年2月17日～5月31日に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること

支給対象となる取組

新型コロナ感染症対策として休暇の取得促進に向け、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

□	就業規則等の作成・変更	□	外部専門家(社会保険労務士など)によるコンサルティング
□	労務管理担当者・労働者に対する研修	□	人材確保に向けた取り組み
□	労務管理用機器の導入・更新	□	労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新(パソコン等の購入費用は対象となりません)

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成します。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、広告宣伝費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 3/4 (50万円が上限) ※事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4/5を助成

※同一の措置内容については、2つのコースから助成金の支給を受けることはできません。

対象となる中小企業事業主

労働者災害補償保険の適用中小企業事業主であること

中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります

業種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

ご利用の流れ

①「**交付申請書**」を事業実施計画書などの必要書類とともに、テレワークコースはテレワーク相談センターに、職場意識改善特例コースは最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切は5月29日(金))

交付決定

②これから取組を実施する場合は、計画に沿って取組を実施
※要件に合致する場合は、2月17日以降交付決定までの取組も助成対象となります。

③取組終了後、テレワークコースはテレワーク相談センターに、職場意識改善特例コースは最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に**支給申請**(締切は7月15日(水))
※令和元年度に交付決定を行ったものは、3月25日(水)までに支給申請

「時間外労働等改善助成金」職場意識改善特例コースのご案内

新型コロナウイルス感染症対策の1つとして、病気休暇制度や、お子さまの休校・休園に関する特別休暇制度を整備し、従業員が安心して休める環境を整備することが重要です。

このコースでは、特別休暇制度を新たに整備の上、特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。

助成金の概要

特別休暇を就業規則に規定することに向けて、**支給対象となる取り組み費用の一部を助成**（助成率3/4等）します。【助成上限額：50万円】

対象

労働者災害補償保険の適用事業主で、
特別休暇の規定の整備を行う
中小企業の事業主(※)

(※) 中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成金支出までの流れ

事業実施期間（令和2年2月17日～3月25日）

1 A.特別休暇の整備、B.支給対象の取り組みを実施

A.特別休暇の整備

事業実施期間中に必要な手続きを経て、就業規則が施行されていることが必要です。

B.支給対象の取り組みを実施

■支給対象の取り組みは、事業実施期間中であれば、交付決定前でも対象となります。

■支給対象となる取り組み

①就業規則等の作成・変更

②外部専門家によるコンサルティング

③労務管理担当者・労働者に対する研修

④人材確保に向けた取り組み

⑤労務管理用機器の導入・更新

⑥労働能率の増進に資する設備の導入・更新

(パソコン等の購入費用は対象となりません)

2 交付申請書の提出【申請期限3月13日】

交付決定

3 事業終了後、支給申請書の提出【申請期限3月25日】

労働局の支給決定後
助成金の支給

留意事項

①令和2年2月17日から5月31日までの取り組みについて、令和2年4月以降に申請開始する「働き方改革推進支援助成金」でも、助成を行う予定です。

※上記助成金は、令和2年度予算の成立が前提のため、今後、変更される可能性がありますのでご注意ください。

なお、令和2年3月14日以降に交付申請がなされたものについては、令和2年4月以降に交付決定を行います。

②申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

③申請・お問い合わせ先

山口労働局 雇用環境・均等室 電話：083-995-0390
山口市中河原町6-16 ⑤ 山口地方合同庁舎2号館5階



助成金の詳細

小学校休業等対応助成金

小学校休業等対応支援金

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金 (労働者を雇用する事業主の方向け)

令和2年2月27日から3月31日までの間に

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
- ・ 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、**有給（賃金全額支給）の休暇（労働基準法上の年次有給休暇を除く）を取得させた事業主に対する助成金制度**を創設します！

➡ 事業主の皆様におかれては、本助成金を活用して有給の休暇制度を設けていただき、年休の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えていただけるようお願いします。

【助成内容】

- **有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10**

具体的には、対象労働者1人につき、対象労働者の日額換算賃金額（※）×有給休暇の日数により算出した合計額を支給します。

※各対象労働者の通常の賃金を日額換算したもの（8,330円を超える場合は8,330円）

【申請期間】

- **令和2年3月18日～6月30日までです。**

- * ①雇用保険被保険者の方用と、②雇用保険被保険者以外の方用の2種類の様式があります。
- * 事業所単位ではなく法人ごとの申請となります。また、法人内の対象労働者について1度にまとめて申請をお願いします。

①支給要件の詳細や具体的な手続きは厚生労働省ホームページにて確認ください。

②お問い合わせについては、

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ※土日・祝日含む
0120-60-3999 (受付時間：9:00～21:00)

③申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。（本社等の所在地により以下の4つに分かれます）

・ **関東地区**（茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川）

〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 6階662執務室

・ **東北、関西、四国、中国地区**

（青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）

〒105-0014 東京都港区芝2-28-8 芝二丁目ビル4階

・ **北陸、中部、九州・沖縄地区**

（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

〒170-6025 東京都豊島区東池袋3-1-1サンシャイン60 25階

・ **北海道地区**

〒550-8798 大阪西郵便局私書箱62号

新型コロナ 休暇支援 検索



※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話等で勧誘することはありません。また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話等で問い合わせることはありません。

※ 雇用調整助成金も申請される方は、最寄りの都道府県労働局等でも受け付けますのでご相談ください。

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○「臨時休業等」とは

・ 新型コロナウイルス感染症に関する対応として、小学校等が臨時休業した場合、自治体や放課後児童クラブ、保育所等から利用を控えるよう依頼があった場合が対象となります。

なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です（※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。）

○「小学校等」とは

・ 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。）、特別支援学校（全ての部）

★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。

・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス

・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

・ 新型コロナウイルスに感染した者 ・ 発熱等の風邪症状が見られる者
・ 新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者

③対象となる保護者

・ 親権者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者が対象となります。

・ 上記のほか、各事業主が有給休暇の対象とする場合は、子どもの世話を一時的に補助する親族も含みます。

④対象となる有給の休暇の範囲

○春休み、土日・祝日に取得した休暇の扱い

「(1)の臨時休業等をした小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・ 学校：学校の元々の休日以外の日（※春休みや日曜日など元々休みの日は対象外）
- ・ その他の施設（放課後児童クラブ等）：本来施設が利用可能な日

「(2)新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども」に係る休暇の対象は以下のとおりです。

- ・ 学校の春休みなどにかかわらず、令和2年2月27日から同年3月31日までの間は対象

○半日単位の休暇、時間単位の休暇の扱い

・ 対象となります。

なお、勤務時間短縮は所定労働時間自体の短縮措置であり、休暇とは異なるため対象外となります。

○就業規則等における規定の有無

・ 休暇制度について就業規則や社内規定の整備を行うことが望ましいですが、就業規則等が整備されていない場合でも要件に該当する休暇を付与した場合は対象となります。

○年次有給休暇や欠勤、勤務時間短縮を、事後的に特別休暇に振り替えた場合の扱い

・ 対象になります。（ただし、事後的に特別休暇に振り替えることについて労働者本人に説明し、同意を得ていただく必要があります。）

○労働者に対して支払う賃金の額

・ 年次有給休暇を取得した場合に支払う賃金の額を支払う必要があります。

（助成金の支給上限である8,330円を超える場合であっても、全額を支払う必要があります。）

新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)

小学校等の臨時休業等に伴い、**子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！**

【支援の内容】

- 令和2年2月27日から3月31日の間において、
就業できなかった日について、1日当たり**4,100円(定額)**
※春休み等、小学校等が開校する予定のなかった日等を除きます

【申請期間】

- 令和2年3月18日から6月30日までです。

【支援の対象となる方】 ※ (1) ~ (4) のいずれにも該当する方が対象

(1) 保護者であること

- 親権者、未成年後見人、その他の者(里親、祖父母等)であって、子どもを現に監護する者が対象となります。
- 上記のほか、子どもの世話を一時的に補助する親族を含みます。

(2) ①又は②の子どもの世話をを行うこと

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども

○ 「臨時休業等」とは

新型コロナウイルス感染症に関する対応として、

- ・ 小学校等が臨時休業した場合
- ・ 自治体や放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼があった場合をいいます。
なお、保護者の自主的な判断で休ませた場合は対象外です。(※ ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別に欠席を認める場合は対象となります。)

○ 「小学校等」とは

- ・ 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校(幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くものに限る。)、**特別支援学校**(全ての部)
★ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校(高等学校までの課程に類する課程)等も含む。
- ・ 放課後児童クラブ、放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもの一時的な預かり等を行う事業、障害児の通所支援を行う施設等

② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

- ・ 新型コロナウイルスに感染した者
- ・ 発熱等の風邪症状が見られる者
- ・ 新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者

(3) 小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約等を締結していること

○ 「業務委託契約等」とは

ここでの業務委託契約等は、発注者から、仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払われることを内容とする契約のことをいいます。
契約書や電子メールなど、何らかの書面等により、発注者からの指定の内容や報酬が確認できるものが申請には必要となります。

○ 契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行うこと

※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国家公務員又は地方公務員の場合は除きます。

○ 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約等を締結していること

○ 契約において、業務従事や業務遂行の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること

例

- ・ 業務従事や業務遂行の態様（業務の内容 など）
- ・ 業務の場所（業務を行う場所や施設 など）
- ・ 業務の日時（業務を行う予定の日・時間、開始日と終了日 など）

○ 業務遂行に要する日や時間等を前提とした報酬となっていること

- ・ 時間や日を基礎として計算されるもの
- ・ 作業単位や作業個数の単価と実績を基に計算されるもの
など、作業量や成果物により、報酬が算定されるものが該当します。

(4) 小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと

○ 「業務委託契約等に基づき予定されていた日時」とは

あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行う日時のことをいいます。
業務量、契約期間などから、業務を行う日が判別できるような場合も含まれます。

○ 業務を行うことができなかった日が、小学校等の臨時休業等の期間中であって、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日（休校日、春休み等）ではないこと

※ ただし、上記（2）②の子どもの世話をを行うために業務を行うことができなかった場合は、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されていた日であっても、対象になります。

◎ 支給要件、申請等の手続のお問い合わせについては、

学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ※土日・祝日含む
0120-60-3999（受付時間：9：00～21：00）

◎ 申請書の提出は、**学校等休業助成金・支援金受付センター**（厚生労働省の委託事業者）に郵送（配達記録が残るもの）してください。

臨時休業 個人委託 検索

※ 提出先は、申請者の住所地（都道府県）により異なりますので、詳細は厚生労働省HPでご確認ください。

※ 申請書は、厚生労働省HPから印刷して使用して下さい。（印刷できない場合はコールセンターに御連絡下さい。）
〈支援金HP〉 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※ 詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、個人の方に個人情報や電話で問い合わせたり、支援金の相談について電話等で勧誘することはありません。

※ 収入の減少等により、当面の生活費が必要な方は、社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」の特例もご活用ください。

「雇用調整助成金ガイドブック」（令和 2 年 3 月 1 日現在版）をご利用ください

最新のガイドブック（全 52 頁）は、厚生労働省ホームページを「雇用調整助成金」で検索していただいたページの「詳細情報」の中の「パンフレット」に掲載してあります。

現時点のものは、新型コロナウイルスに関する新しい情報が掲載されているものではありませんが、制度の全体像と申請手続きに必要な書面の書き方等をご確認いただけますので、ご活用ください。

なお、「雇用調整助成金」に関するお問い合わせは、最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）か、山口労働局 職業対策課（TEL 083-995-0383）までお願いします。

新型コロナウイルス感染症の影響による「特別労働相談窓口」

開設時間：平日 8 時 30 分～17 時 15 分（土日・祝日及び年末年始を除く）

山口労働局

雇用環境・均等室 内（総合労働相談コーナー）

〒753-8510 山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2 号館 5 階
TEL 083-995-0398

【労働基準監督署】	【公共職業安定所】
※ 下関・宇部・山口署については、4 月 1 日から相談窓口の電話番号が変わります。	※ 山口・下関・宇部所については、音声案内に従って部門コード番号と#を入力してください。
下関労働基準監督署（総合労働相談コーナー） 〒750-8522 下関市東大和町 2-5-15 TEL 083-266-5476（4 月 1 日からは 083-266-5479）	山口公共職業安定所 〒753-0064 山口市神田町 1-75 TEL 083-922-0043（部門コード 31#）
宇部労働基準監督署（総合労働相談コーナー） 〒755-0044 宇部市新町 10-33 宇部地方合同庁舎 TEL 0836-31-4500（4 月 1 日からは 0836-31-4509）	下関公共職業安定所 〒751-0823 下関市貴船町 3-4-1 TEL 083-222-4031（部門コード 32#）
徳山労働基準監督署（総合労働相談コーナー） 〒745-0844 周南市速玉町 3-41 TEL 0834-21-1788	宇部公共職業安定所 〒755-8609 宇部市北琴芝 2-4-30 TEL 0836-31-0164（部門コード 33#）
下松労働基準監督署（総合労働相談コーナー） 〒744-0078 下松市西市 2-10-25 TEL 0833-41-1780	防府公共職業安定所 〒747-0801 防府市駅南町 9-33 TEL 0835-22-3855
岩国労働基準監督署（総合労働相談コーナー） 〒740-0027 岩国市中津町 2-15-10 TEL 0827-24-1133	萩公共職業安定所 〒758-0074 萩市大字平安古町 599-3 萩地方合同庁舎 TEL 0838-22-0714
山口労働基準監督署（総合労働相談コーナー） 〒753-0088 山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 1 号館 TEL 083-922-1238（4 月 1 日からは 083-600-0370）	徳山公共職業安定所 〒745-0866 周南市大字徳山 7510-8 TEL 0834-31-1950
萩労働基準監督署（総合労働相談コーナー） 〒758-0074 萩市大字平安古町 599-3 萩地方合同庁舎 TEL 0838-22-0750	下松公共職業安定所 〒744-0017 下松市東柳 1-6-1 TEL 0833-41-0870
	岩国公共職業安定所 〒740-0022 岩国市山手町 1-1-21 TEL 0827-21-3281
	柳井公共職業安定所 〒742-0031 柳井市南町 2-7-22 TEL 0820-22-2661